

各位

福岡県信用保証協会

「補助金活用支援保証」の取扱要領一部改正について

平素は、当協会の業務につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、補助金の交付決定を受けた中小企業者に対して、補助金交付までのつなぎ資金や、補助金交付分以外の中小企業者負担分の資金調達を支援することを目的とした保証商品「補助金活用支援保証」を平成31年4月1日から取扱いしておりますが、今般、下記の通り取扱要領の一部改正を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 改正する保証取扱要領

補助金活用支援保証

2. 改正する内容

①取扱期間の延長

【変更前】令和6年3月29日(金)保証協会受付分まで

【変更後】令和7年3月31日(月)保証協会受付分まで ※12ヵ月間延長

②信用保証料率の表記の追加

本要領2. お申込みいただける方に該当する法人であって、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」の要件を満たした場合については、0.25%または0.45%を上乗せした料率を適用する。

3. 施行日

令和6年4月1日

以上